



日本共産党議員団

議第2号 三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

この改正案は国の消費税増税を発端としたものである。消費税は低所得者ほど負担が重くなる逆進性を持つ税金である。消費税増税を財源にし、低所得者層への負担を押しつけることは認められない。

3歳児から5歳児の副食費の実費徴収の実務は各保育園が負担することになる。未納が生じた場合など保育園にとっては大きな負担になる。副食費は公費で負担するべきだ。

認定第1号 平成30年度決算の認定について

歳出の一般任用職員報酬については、行政が率先して不安定雇用を進めていることであり認めることはできない。

商工会議所振興事業補助金で行っている事業は、三条市が広く市内の商工業者に責任をもって実施するべきだ。

さんじょう一番星育成事業は公教育がやるべき事業ではない。エリート養成ではなく、全ての子供たちの学力を伸ばすシステムづくりに転換するべきだ。

法律コンサルタント業務委託料はプール裁判控訴の弁護士費用であるが、裁判所には「控訴人の本件控訴には理由がない」と門前払いされた。無駄と指摘したのに専決処分までやった支出であり認めるわけにはいかない。

自由クラブ

議第2号 三条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

消費税率の引き上げは国会において議論され可決されたものであり、三条市議会はそれについて議論する場ではなく、引き上げられた消費税が財源だから幼児教育の無償化に反対だという論理は成立しない。

認定第1号 平成30年度決算の認定について

財政調整基金残高は財政シミュレーションと比較し約10億円積み増している。他の指標も想定内となっており、財政は適切にコントロールされている。前年度決算で経常収支比率の高さを指摘したが、今年度は1.2ポイント改善され94.7%に低下した。ただ、依然として高水準であり、より強固な財政基盤を確立していただきたい。

また、前年度決算と比較して一般会計の執行率は低下し、翌年度繰越額及び不用額は増加している。より適切な予算作成と予算執行を行うよう要望する。

さらに、国民健康保険事業、介護保険事業で余剰金、水道事業で純利益が生じている。保険料や使用料の引き下げは簡単ではないが、市民負担の軽減が行政の原則であると再認識し事業運営に当たってもらいたい。

一般会計及び各特別会計は、予算執行上瑕疵なく認定すべきもの。

議員のQ&A 三条市の一般質問

一般質問

～9月定例会ダイジェスト～

食料自給率の低下

Q 日本の食料自給率が過去最低の37%まで低下した。下落傾向を止められなければ食料安全保障に支障が出る。米の消費量が減り続けている下で畑作園芸や畜産との複合経営も求められている。三条市の農業振興をどのように進めようとしているのか。

A 農業振興については消費者ニーズを的確に捉えた経営となり得るよう支援をしていく。

Q 日米貿易協定交渉で大筋合意の報道がある。日米貿易協定による農産物輸入についてどのように考えるか。

A 日米貿易協定交渉については、今後国で議論されるもの。



食料自給率が過去最低になったが

保育施策について

Q 保育が無償化となるが副食費は実費徴収となる。副食費の滞納があった場合は保育所に負担がかかる。副食費の減免をすべきではないか。

A 市として副食費の減免は考えていない。副食費の徴収管理は各施設が行う。

Q 保育士不足は深刻だ。保育士資格を持つ人は120万人もいるのに、保育所に勤務する人は3人に1人しかいない。保育士の過酷な労働実態をつかむ必要があるのではないか。

公営住宅のエアコン設置について

Q 公営住宅を申し込むときに、エアコンについて説明があったか。

A 入居の段階では住宅にはエアコンがついていない、入居者に負担してもらおう旨を説明している。

Q 設置する時、契約アンペアの変更はどうするのか。

A 市に申し出て、東北電力に変更の旨を伝える。壁に穴をあける場合、退去するときに修復しなければならない。

幼児教育・保育の無償化について

Q 10月から始まる制度について、多子世帯3歳未満児の保育料の軽減措置はあるのか。

A 保育料の第1子は満額、第2子は半額、第3子以降は無料という考え方は変わらない。3歳以上児の副食費については、8月末に通知したところである。



10月から幼児教育・保育の無償化がスタート

Q 地域型保育事業について、無償化となるのか。

A 保育園、幼稚園、認定こども園と同様に無償化の対象となる。

成年後見制度について

Q 認知症や障がいのある人が成年後見制度を利用した場合、制度利用者の権利を制限してきた欠格条項が一律に削除された。必要な能力の有無を判断する個別審査規定に改められた。どのように捉えているか。

A 成年後見制度の利用を必要とする方が、欠格条項による失職や資格の剥奪などを心配することなく制度